



発行 東京都

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の認定……………
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課) ……
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局) ……
- 公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等……………(下水道局) ……

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年二月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人ワンコたすける協会
- 二 代表者の氏名

土屋 文美
 三 主たる事務所の所在地
 中央区月島一丁目三番十六ー三〇一号
 四 認定の有効期間
 令和四年一月十四日から令和九年一月十三日まで

東京都指定給水装置工事事業者の指定について
 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六條の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。
 令和四年二月十日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
一〇三五	Isle 設備工業株式会社	島崎 大	西東京市中町二丁目二番三号	令和四年一月二十四日
一〇三五	NSリノベーション株式会社	齊藤太嘉志	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目四番六号	同日
一〇三六	株式会社水神舎	新井 秀明	品川区西品川一丁目十一番十一号	同日
一〇三六	スマイル水道設備	大澤 直人	神奈川県横浜市磯子区磯子六丁目十六番六号	同日
一〇三六	翡翠	後谷 悠	埼玉県川口市領家二丁目十七番二五号	同日

一〇三六 株式会社阿久津大志 大田区西蒲田四丁目十二番六号 同日

一〇三六 株式会社クスイマツ 吉本 健二 港区赤坂一丁目一番一 同日

一〇三六 株式会社システム設備 相澤 孔明 目黒区五本木一丁目三十三番二一 同日

一〇三六 株式会社裕満設備 田代 裕家 墨田区横川四丁目九番二ー二〇四号 同日

一〇三六 株式会社城総合設備 安部 城通 神奈川県横浜市神奈川区菅田町千七百九十五番地一 同日

一〇三六 鈴木工業株式会社 鈴木 航 埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目三十三番五号 同日

一〇三六 株式会社リブ・クラフト 小野 弘幸 埼玉県春日部市千間一丁目百二十九番地 同日

一〇三七 株式会社LOTUS 井上 翔太 あきる野市野辺千四十六番地七 同日

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について
 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項

において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から二週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和四年二月十日

東京都下水道局長 神山 守

一 事業計画の名称 東京都公共下水道
二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

千代田区

内幸町一丁目、皇居外苑、永田町二丁目、日比谷公園、丸の内一丁目、丸の内二丁目、丸の内三丁目、有楽町一丁目及び有楽町二丁目各地先

中央区

京橋二丁目、京橋三丁目、銀座一丁目、銀座二丁目、銀座三丁目、銀座四丁目、銀座五丁目、銀座六丁目、新富一丁目、八丁堀三丁目及び八丁堀四丁目各地先並びに浜離宮庭園地内

港区

赤坂二丁目、赤坂三丁目、港南三丁目、港南四丁目及び港南五丁目各地先並びに海岸一丁目、港南一丁目、港南二丁目、港南三丁目及び芝浦四丁目各地内

新宿区

上落合一丁目、下落合一丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目及び中落合三丁目各地先並びに上落合一丁目地内

文京区

大塚三丁目及び小石川五丁目各地先

墨田区

吾妻橋三丁目、菊川二丁目、菊川三丁目、京島一丁目、江東橋五丁目、墨田二丁目、堤通二丁目、東向島二丁目、東向島六丁目、向島一丁目、向島二丁目、向島三丁目、向島四丁目、向島五丁目及び八広一丁目各地先

江東区

白河一丁目、白河二丁目、白河三丁目、白河四丁目、住吉一丁目、千石一丁目及び千石二丁目各地先並びに新砂三丁目地内

品川区

勝島一丁目、勝島二丁目、勝島三丁目、東大井一丁目、東品川二丁目、東品川三丁目、東品川四丁目、東品川五丁目、八潮一丁目、八潮四丁目及び八潮五丁目各地先

大田区

京浜島一丁目、昭和島二丁目、東海一丁目、東海二丁目、羽田旭町、東糀谷四丁目、東糀谷五丁目、東糀谷六丁目、平和島二丁目、平和島三丁目、平和島六丁目、本羽田一丁目及び南六郷一丁目各地先並びに大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島二丁目及び南六郷一丁目各地内

世田谷区

瀬田四丁目及び玉川台一丁目各地先
笹塚三丁目、幡ヶ谷三丁目及び本町五丁目各地先

中野区

中央四丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目及び中野五丁目各地先

杉並区

阿佐谷北一丁目、阿佐谷北二丁目、阿佐谷南三丁目、天沼一丁目、高円寺北一丁目、高円寺北二丁目、高円寺南四丁目及び高円寺南五丁目各地先

豊島区

池袋三丁目、池袋四丁目、池袋本町二丁目、池袋本町三丁目、上池袋一丁目、千早四丁目、長崎六丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、南長崎一丁目、目白四丁目及び目白五丁目各地先

北区

赤羽台三丁目、王子一丁目、王子二丁目、王子六丁目、王子本町一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目、上十条二丁目、岸町一丁目、桐ヶ丘二丁目、十条台一丁目、十条台二丁目、滝野川四丁目及び豊島一丁目各地先

板橋区

板橋二丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、大山金井町、大山東町、加賀一丁目、熊野町、

練馬区

仲宿、中丸町及び南町各地先並びに新河岸三丁目地内

大泉学園町一丁目、大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目、大泉町三丁目、大泉町四丁目、大泉町五丁目、大泉町六丁目、向山四丁目、貫井二丁目、貫井五丁目、東大泉二丁目及び東大泉三丁目各地先

足立区

入谷五丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北三丁目、皿沼一丁目、鹿浜一丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、千住河原町、千住仲町、堀之内一丁目及び堀之内二丁目各地先並びに江北三丁目及び宮城二丁目各地内

葛飾区

東四つ木一丁目地内
江戸川区
小松川一丁目地先並びに江戸川一丁目、東篠崎二丁目、南篠崎町五丁目、臨海町一丁目及び臨海町六丁目各地内

三

工事の着手年月日及び完成予定年月日
着手年月日 昭和三十二年四月一日
完成予定年月日 令和六年三月三十一日

四

意見の申出先
東京都下水道局計画調整部事業調整課(東京都庁第二本庁舎二十八階)
電話番号 ○三(五三二〇)六五三四

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三二二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

